

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月9日

藤沢市長



藤沢市条例第26号

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例（平成3年藤沢市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第91条第3項」を「第90条の2」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号の規定による施行の日から施行する。